

令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による 意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る 意匠審査基準改訂について

1

意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和

(令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正の内容)

2

意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和に係る意匠審査基準改訂の方針

1 .意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和

(令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正の内容)

意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和の概要

- 意匠登録を受けるためには、「新規性」等の要件を満たすことが必要であり、**出願前に自ら公開している場合**も新規性を喪失したとして拒絶理由となる。この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められている。
- この手続には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面を提出し、出願から30日以内に自ら意匠を公開したことを証明する証明書を、**自己による全ての公開行為について**網羅的に提出する必要がある、制度ユーザー、特にスタートアップ・中小企業にとっては大きな負担となっていた。
- このため、同一又は類似の意匠について複数回の公開があった場合、**最先の公開日に公開した意匠について**証明すれば、その日以降の公開についての証明は不要とする旨の法改正（意匠法第4条第3項、第60条の7第1項）が行われた。

【現行法】 SNSやクラウドファンディングサイト等でデザインを事前公開し、その後意匠登録出願。下記の①については証明書を提出したが、②、③については提出していないため、「新規性」を喪失したとして意匠登録を受けることができない。



【改正後】

最先の日に公開した意匠①の証明書を提出すればそれ以降に同一又は類似の意匠を複数回公開しても新規性喪失の例外規定が適用される

意匠法第4条第3項（意匠の新規性の喪失の例外）の改正

現行法

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 （略）



改正法

（略）

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（**以下この条**及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、**同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となつた意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。**

意匠法第60条の7第1項（意匠の新規性の喪失の例外の特例）の改正

現行法

第六十条の七

第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び証明書を、同条第三項の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

2 （略）



改正法

第六十条の七

第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び証明書を、同条第三項**本文**の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。**この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。**

改正法の施行期日について

改正法のうち、これらの新規性喪失の例外適用手続の緩和に係る改正規定の施行期日は、

公布の日（令和5年6月14日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

である旨規定されている。（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）附則第1条第2号）

（参考） 不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九項までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十条第八項の改正規定、第四条中**意匠法第四条第三項の改正規定**、同法第十条の二第三項の改正規定及び**同法第六十条の七第一項の改正規定**、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第十条第三項の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の十六第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第三号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条第一項から第四項までの改正規定、同法第十条に一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定**公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日**

三 （略）

2. 意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和に係る 意匠審査基準改訂の方針

意匠審査基準の改訂の方向性

改正意匠法に基づいて適切な審査を行うために、意匠法第4条第2項の規定の適用の判断について、改正意匠法第4条第3項における **複数の公開行為があったときの一の行為に係る「最先の日」**の考え方、及び **「同一又は類似の意匠」の判断**の手法について、意匠審査基準等によって明確化する必要がある。

改訂の方向性

- **複数の公開行為があったときの一の行為に係る「最先の日」の考え方**
 - ・ **公開意匠の「公開日」**の考え方を示したうえで、同一・類似の意匠の存在をふまえた最先の「日」であることについて記載すべきではないか。
- **「同一又は類似の意匠」の判断**
 - ・ 類否判断の前提となる、**「証明する書面」に記載された公開意匠の認定**について、改めて明確にすべきではないか。

意匠審査基準における検討箇所

現行意匠審査基準 該当箇所

第Ⅲ部 第3章「新規性喪失の例外」

※第Ⅸ部 第5章「国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外」は該当箇所なし

改訂案

第Ⅲ部第3章「新規性喪失の例外」

☆「証明する書面」に記載された内容についての具体的な判断

- 公開意匠の「公開日」の考え方
- 「最先の日」の考え方
- 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

☆「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」

- 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例

公開意匠の「公開日」に関する考え方

現行意匠審査基準における「公開意匠」（現行基準第Ⅲ部第3章 1. 概要）

「公開意匠」とは「創作された意匠の公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠」をいう。

本資料では、後者の「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠」を便宜上「公開意匠」と記載して説明している。

公開意匠の「公開日」〔改訂案 第Ⅲ部第3章 4.3.1〕

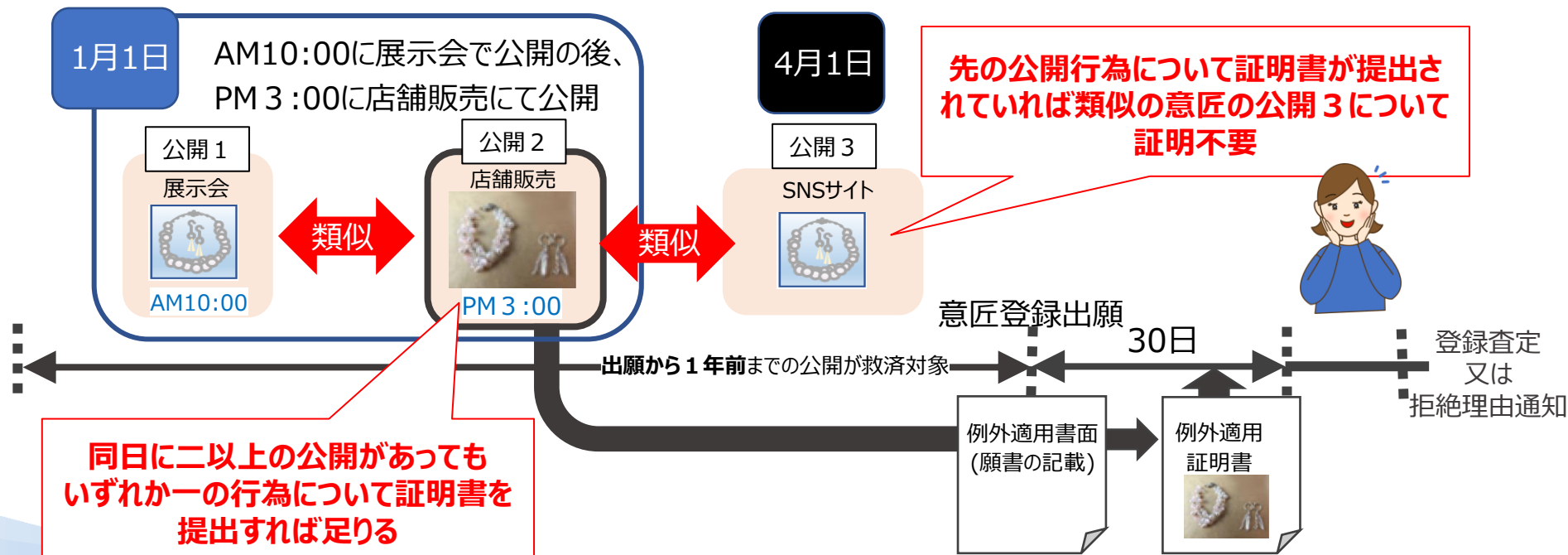
- 「公開日」は、公開意匠が公然知られた日、すなわち不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた日、日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された日又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった日とする。
- 外国で公知になった場合については、日本時間に換算した日付で判断する。

「最先の日」に関する考え方

「最先の日」（意匠法第4条第3項ただし書き）〔改訂案第Ⅲ部第3章4.3.2〕

- 最先の公開日に同一又は類似の意匠について複数の公開行為があった場合、公開の時分の先後まで問わない。したがって、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日と同日に公開した同一又は類似の意匠には、意匠法第4条第2項が適用される。

<例>

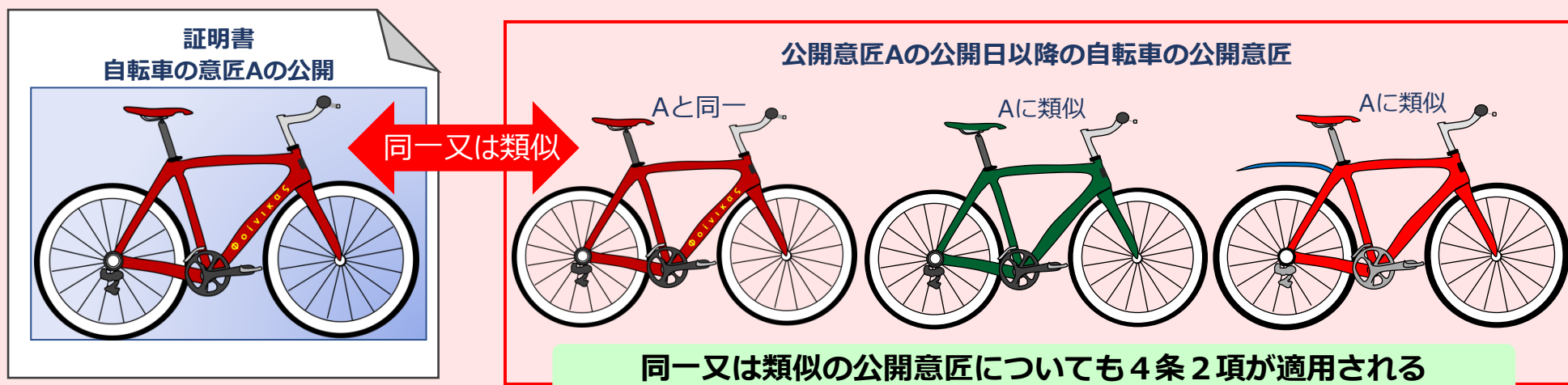


「同一又は類似の意匠」の判断①

「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」〔改訂案第Ⅲ部第3章 4.4〕

- 「証明する書面」に記載された公開意匠と、その公開日以降の公開意匠との類否判断は、**新規性の判断の基礎となる考え方**（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」等）に従う。

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）



「同一又は類似の意匠」の判断②

- 「証明する書面」に記載された公開意匠と**非類似の公開意匠**については、当該「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定を適用しない。



形態非類似



公開意匠Aとは非類似のため
4条2項の規定を適用しない



物品非類似



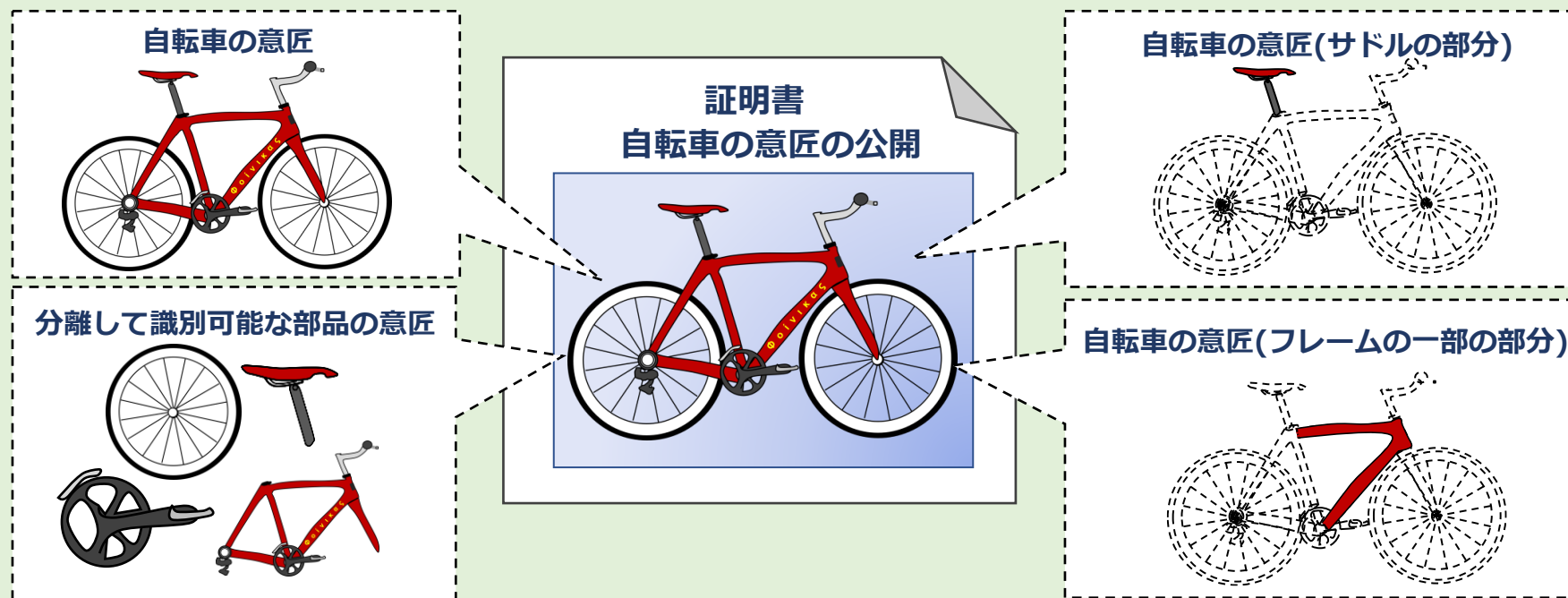
公開意匠Cとは非類似のため
4条2項の規定を適用しない

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）

「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

- 「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で**分離して識別可能な部品等**があり、当該部品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、
- 「証明する書面」に記載された**公開意匠に係る物品等の各部分**についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。

「証明する書面」により証明されているものとして扱う意匠の例

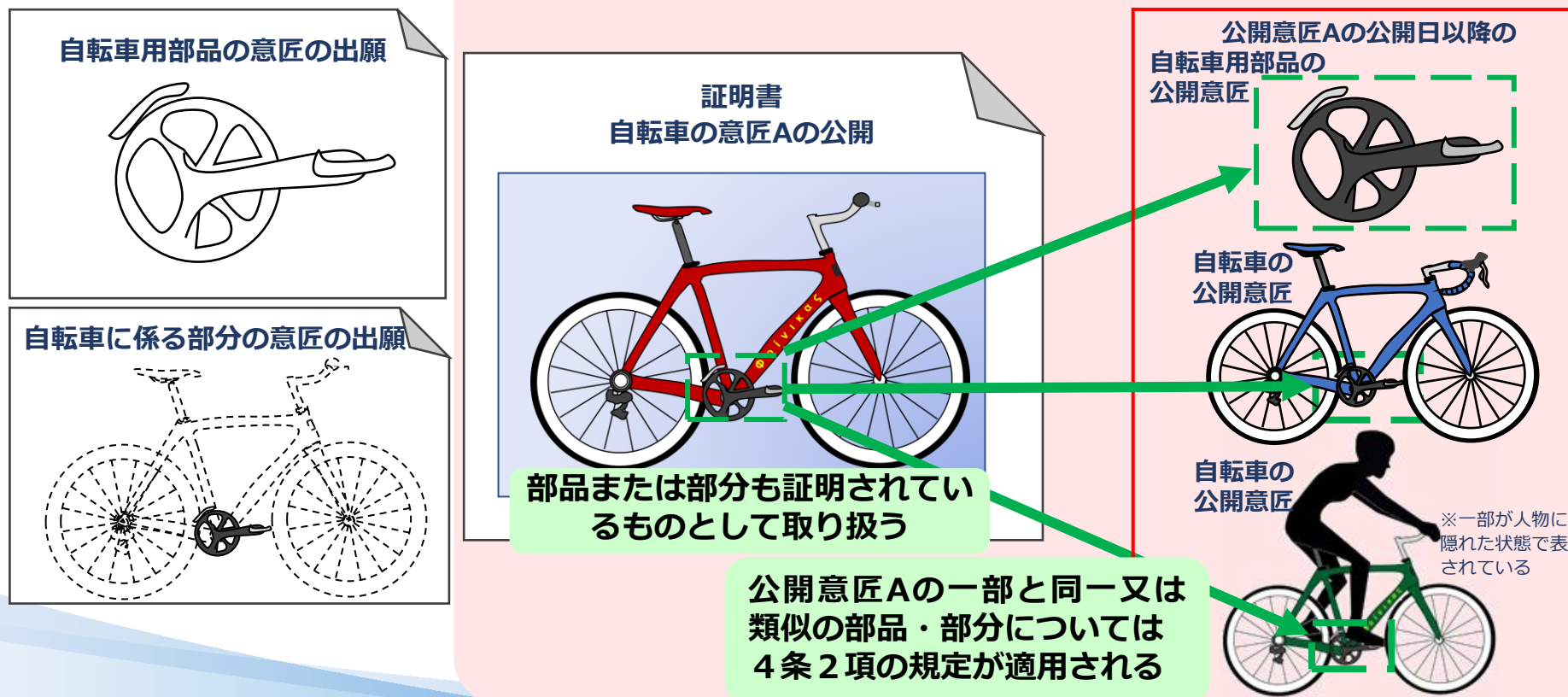


「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例 ①

- よって、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に、「証明する書面」に記載された公開意匠の物品等を構成する部品の意匠又は物品等の部分に係る意匠が公開された場合、**「証明する書面」に記載された公開意匠の一部と同一又は類似である部品又は物品等の部分に係る公開意匠**については、意匠法第4条第2項の規定を適用し、これらの意匠は新規性・創作非容易性の判断の基礎となる公知意匠として取り扱わない。

「証明する書面」に記載された公開意匠の物品等を構成する部品の意匠又は物品等の部分に係る意匠の例

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）

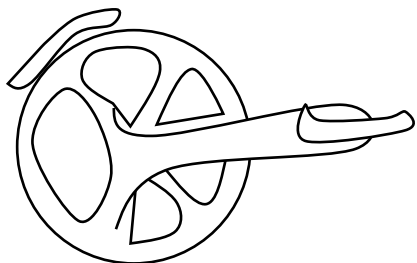


「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例 ②

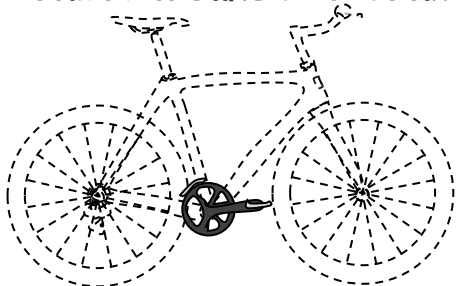
- 同様に、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠が、**意匠に係る物品等全体では「証明する書面」に記載された公開意匠と類似しない場合であっても、「証明する書面」に記載された公開意匠の一部と同一又は類似である部品又は物品等の部分に係る公開意匠**については、意匠法第4条第2項の規定を適用し、これらの意匠は新規性・創作非容易性の判断の基礎となる公知意匠として取り扱わない。

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）

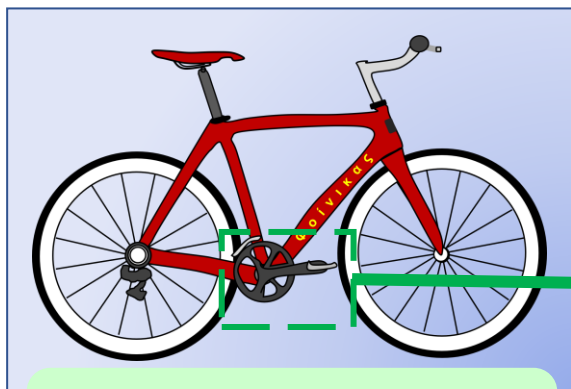
自転車用部品の意匠の出願



自転車に係る部分の意匠の出願

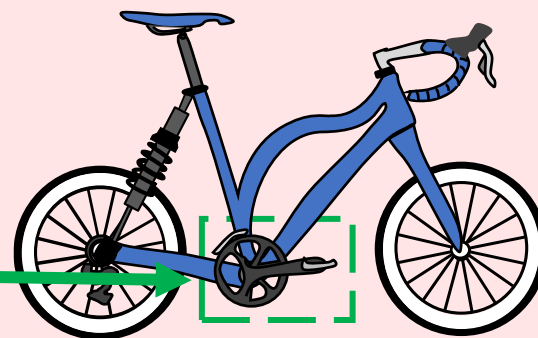


証明書
自転車の意匠Aの公開



部品または部分も証明されて
いるものとして取り扱う

公開意匠Aの公開日以降の
自転車の公開意匠



自転車全体としては
Aと非類似でも

公開意匠Aの一部と同一又は類
似の部品・部分については
4条2項の規定が適用される

「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例 ③

- また、「証明する書面」に記載された公開意匠が**部品や物品等の部分に係る意匠**である場合において、当該部品や物品等の部分に係る意匠を組み込む等して、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠については、**「証明する書面」に記載された公開意匠に相当する、同一又は類似の部分**にのみ意匠法第4条第2項の規定を適用し、その部分については新規性・創作非容易性の判断の基礎となる公知意匠として取り扱わない。

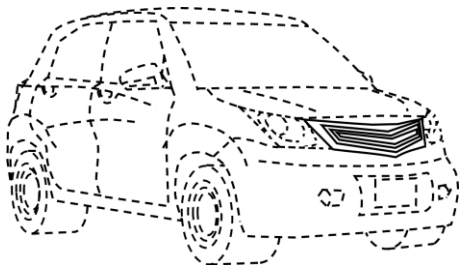
「証明する書面」に記載された公開意匠を部品として組み込んだ公開意匠の例

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）

乗用自動車用部品の意匠の出願

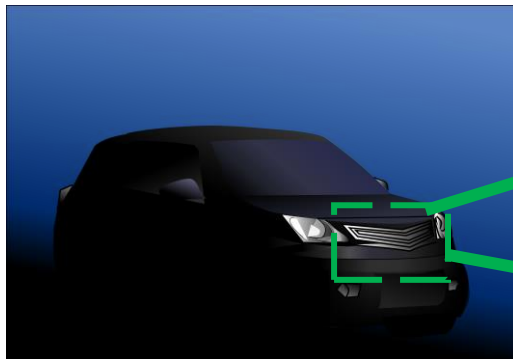


乗用自動車に係る部分の意匠
の出願



証明書

乗用自動車の意匠Aの公開
(ティザー広告による部分的公開)

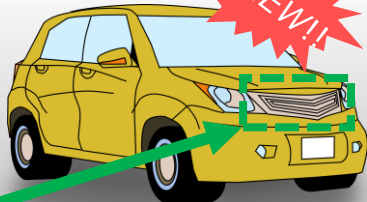


部品または部分も証明されて
いるものとして扱う

公開意匠Aの公開日以降の

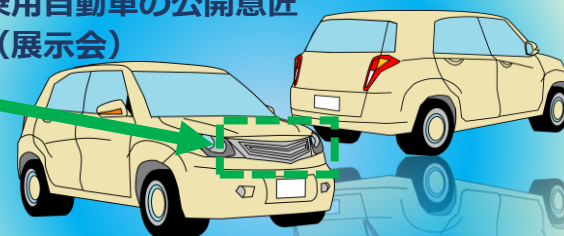
CATALOG

NEW!!



乗用自動車
の公開意匠
(カタログ)

乗用自動車の公開意匠
(展示会)



公開意匠Aに相当する、同一又は類似の
部品・部分については4条2項の規定が
適用される

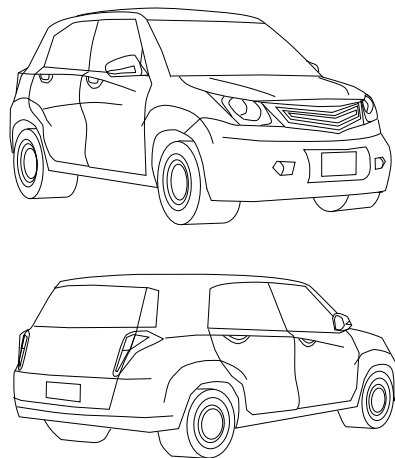
「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例 ④

- 「証明する書面」に記載された公開意匠が**部品や物品等の部分に係る意匠**である場合において、当該部品や物品等の部分に係る意匠を組み込む等して、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠については、**「証明する書面」に記載された公開意匠に相当する、同一又は類似の部分**にのみ意匠法第4条第2項の規定を適用し、その部分については新規性・創作非容易性の判断の基礎となる公知意匠として取り扱わない。

「証明する書面」に記載された公開意匠が部分的公開でその後全体が公開された例

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）

乗用自動車の意匠の出願



証明書
乗用自動車の意匠Aの公開
(ティザー広告による部分的公開)



非類似

公開意匠Aの公開日以降の
乗用自動車の公開意匠（展示会）



証明書に記載された公開意匠で開示されていない部分や、形状が特定できない部分については4条2項の規定が適用されない

ご静聴ありがとうございました